第1回 釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会

日 時 平成16年7月15日(木) 午前10時から

場 所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

出席者(9名)

委員長 影 山 清

副委員長 佐 藤 英 雄

委員 花井紀明

両 角 靖 二 門 間 俊 二

松岡照幸

柳谷法司

筥 嵜 通 晴

佐 藤 紀 二

欠席者(3名)

委 員 小 瀬 泰

> 五十嵐 昇

岸山敏安

1. 開会

事 務 局: 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、「第1回釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会」を開催させていただきます。本日は、第1回の会議開催のため、会議の議長となる正副委員長が決まっておりませんので、決定されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。また、これからの司会進行につきましては、着席したままとさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

2.委員の紹介

事 務 局: それでは、本日が第1回目ということでありますので、既に顔なじみの皆 さんも多いことかと存じますが、会議次第に入ります前に自己紹介をお願い したいと思います。

> なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発 言につきましては録音させていただきます。事務局でマイクをお持ちします ので、マイクをお使いいただき自己紹介くださるようお願い申し上げます。

花 井 委 員: おはようございます。釧路市の4号議員の花井でございます。どうぞよろ しくお願い申し上げます。

両 角 委 員: 釧路商工会議所の両角です。どうぞよろしくお願いします。

門 間 委 員: おはようございます。釧路市の門間でございます。よろしくお願いします。

佐藤委員: 阿寒町の4号議員の佐藤でございます。よろしくお願いします。

松 岡 委 員: 阿寒町5号議員、阿寒観光協会の松岡でございます。よろしくお願いいた します。

影 山 委 員: 白糠町の4号議員の影山でございます。よろしくお願いします。

柳 谷 委 員: 白糠町5号議員の白糠漁業協同組合の柳谷です。どうぞよろしくお願いします。

筥 嵜 委員: 音別町5号議員の筥嵜通晴です。音別町農業協同組合です。よろしくお願いいたします。

佐 藤 委 員: 音別町5号議員の佐藤紀二でございます。音別町商工会長を務めておりま す。よろしくお願いします。 事 務 局: どうもありがとうございました。本日あいにく出席できないと阿寒町の小瀬委員、白糠町の五十嵐委員、音別町の岸山委員からご連絡をいただいております。この3名がメンバーとして加わってございます。委員皆様には今後ともよろしくお願いいたします。

3.正副委員長の選任

事 務 局: それでは会議次第に基づき進行させていただきます。会議次第1「委員長 及び副委員長の選任」の件でございます。資料の2ページをお開きください。 委員長、副委員長の選任につきましては、小委員会設置規程第4条第2項の 規定に基づきまして、委員皆さんの互選によることとなっておりますが、い かがいたしましょうか。

(「事務局案。」の声)

事 務 局: ただ今、事務局案というお話をいただきました。事務局でご提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

事 務 局: ありがとうございます。それでは、委員長につきましては、白糠町の影山 委員、副委員長につきましては阿寒町の佐藤委員をご提案させていただきた いと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

- 事 務 局: 影山委員長、佐藤副委員長には、お席を移動の上、ご挨拶をお願いするとともに、会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規定によりまして委員長が当たることとなっております。これからの進行についてよろしくお願いいたします。
- 影 山 議 長: 改めましておはようございます。白糠町の影山でございます。ただ今、委員長に選任されましたが、私のような若輩者ができるかどうかという気持ちでございますけれども、選任された以上、頑張ってみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。委員長というその責任の重さを踏まえまして、今後、委員各位にご指導、ご協力、ご理解を賜りまして運営して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤 副議長: ただ今、副委員長に選任されました阿寒町の佐藤でございます。大変重責

でございますので、皆様方のご指導、ご協力をいただきながら頑張りたいと 思っております。また、できるだけ委員長を補佐していきたいと思っており ますので、よろしくお願いを申し上げご挨拶に代える次第でございます。ど うぞよろしくお願いいたします。

影 山 議 長: それでは、規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数 12 名のうち9名の出席をいただいておりますので、定足数を超えておりますので会議は成立しております。また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。

続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、釧路市の花井紀明委員、音別町の筥嵜通晴委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

また会議の冒頭に事務局からお話がございましたが、この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

4.確認事項

影 山 議 長: それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに確認事項(1)「小 委員会の役割について」事務局より説明願います。

事 務 局: それでは、確認事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「産業経済小委員会第1回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」、「別紙4 合併協定項目一覧表」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」でございます。なお「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございますが、本小委員会、全体協議会にてご審議をいただく「調整方針修正案」、「協定書整理案」の提案日、承認日の経過をご覧いただくものでございます。

また、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」につきましては、6市町村合併協議会において事務局が当初協議を依頼した項目の所管専門部会を変更した一覧でございます。ご審議をいただく小委員会の変更を伴なうものではありませんが、所管する専門部会の変更一覧としてご覧いただくものでございます。本日の資料については、よろしいでしょうか。それでは、確認事項の説明に入らせていただきます。

会議資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。確認事項(1)「小 委員会の役割について」であります。本小委員会の担任する事項につきましては小委員会設置規程第2条で「協議会から付託された事項についての調査 及び審議をする」となっており、その具体的内容は、別表の中にありますように「農業委員会委員の定数及び任期、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、勤労者関連事業の取扱いなど産業経済に関する事項」となっております。釧路地域4市町合併協議会は、7月7日に開催された第1回合併協議会でお諮りした事業計画あるいは全体スケジュールが示すように、合併特例法の期限内に所定の手続きを終わらせたいとしているところであり、本委員会はそれに合わせた日程で、調整方針修正案のご審議、合併協定書整理案のご審議をいただく予定でございます。

影 山 議 長: ありがとうございました。ただ今、事務局から「小委員会の役割について」 の説明がありました。農業委員会委員の定数及び任期、農林水産関係事業、 商工・観光関係事業、勤労者関連事業の取扱いなど、産業経済に関する事項 という説明であります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: それでは、この事項は確認事項としてご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

影 山 議 長: この事項は確認事項として了承されました。

5.協議事項

影 山 議 長: それでは、次に協議事項に入らせていただきます。協議事項(1)「平成 16 年度事業について」事務局より説明願います。

事 務 局: 協議事項(1)「平成16年度事業について」ご説明をいたします。4ページをお開きください。事業を大別しますと、1,246項目に分けた調整方針修正案の検討、資料では「ア」としているところであります。次いで、この調整方針修正案を前提として協定書整理案の検討をいたします。資料で「イ」としているところであります。「ア」、「イ」それぞれについて詳細をご説明いたします。

「ア」の調整方針修正案の検討でございますが、検討の対象は全体で1,246件、本小委員会該当分で157件の案件でございます。検討手順としましては、1件1件を協議してきました6市町村合併協議会時の内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直し内容を専門部会・事務局で一覧表、お手元の資料としましては、別紙2の「調整方針修正案」として用意してございますので、これをもってご協議いただくことを考えております。会議の所要回数としては、今回を含め概ね2回程度を想定しております。

次に、「イ」の協定書整理案の検討でございます。別紙4をご覧ください。 別紙4は先の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」でありますが、これは「合併協定書」に記載する項目の一覧であります。合併協定書には制度 や事業などの方向性を具体的に盛り込んで行きたいと考えておりますが、その際の記載項目の選択や記載内容について、ご協議いただく「協定書整理案の検討」とここで提案しております。この整理案の検討に要する会議の所要回数として、9月以降に2回程度を想定しています。

影 山 議 長: ただ今、事務局からの説明のありました内容について、ご質問、ご意見は ございませんか。

花 井 委 員: 別紙4の「合併協定項目一覧表」が配られましたが、まず最初に協定項目 のうち、当委員会に関連する項目について整理していただけませんか。

事 務 局: 産業経済小委員会が担任する該当項目は、「07 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い」、「15 行政委員会の取扱い」、「18 公共的団体等の取扱い」、「19 使用料、手数料等の取扱い」、「20 補助金、交付金等の取扱い」、「25 - 13 農林水産関連事業」、「25 - 14 商工・観光関連事業」、「25 - 15 勤労者・消費者関連事業」、以上の8項目です。

なお、「18 公共的団体等の取扱い」、「19 使用料、手数料等の取扱い」、「20 補助金、交付金等の取扱い」の3項目につきましては、他の小委員会との関連も出てくる部分もありますが、あくまでも産業経済小委員会に関係する項目について協定項目の中で主に議論していただくことを予定しております。

影 山 議 長: 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: この協議事項(1)につきましては、ご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

影 山 議 長: それでは、協議事項(1)につきましては、了承されました。 次に協議事項(2)に入らせていただきます。協議事項の(2)「調整方針 修正案の検討について」事務局より説明願います。

事 務 局: 協議事項(2)「調整方針修正案の検討について」ご説明いたします。提案 の修正案は別紙2でございますが、会議資料4ページに記載してある修正の 考え方を基本において整理したところでございます。まずこちらをご説明申 し上げます。 といたしまして合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」・「調整内容」に影響が生じる項目を修正させていただきました。「a」として離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目、「b」として離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」・「調整方針」を修正する項目、「c」として合併の時期を再協議することにより経過措置期間などに修正が必要となる項目、「d」として離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目を修正いたしました。

といたしまして「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正させていただきました。

といたしまして「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正させてい ただきました。

ただ今説明させていただいた考え方によりまして、本日ご提案させていた だきました 157 項目中 143 項目の調整方針修正案につきまして説明に入らせ ていただきます。

なお、提案につきましては、4回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。本日ご提案いたします「別紙2 調整方針修正案」143 項目でございますが、第1区分といたしまして、1ページの通番 1から9ページの通番 41 まで、第2区分といたしまして、9ページの42から16ページの通番 76 まで、第3区分といたしまして、16ページの通番 77から21ページの通番 103まで、第4区分といたしまして、21ページの通番 104から29ページの最後までとさせていただきます。

また、説明に際しましては4市町協議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認をいただいた「調整方針案」が4市町合併協議会の調整方針といたしましても同趣旨の調整内容として引き継がれるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。それでは、別紙2の調整方針修正案の1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。

(下記の調整方針修正案について事務局より説明)

通番8 【20 - 01 - 03 - 02】「農業集落排水」

通番 10 【20 - 01 - 03 - 04】「各種利子補給」

通番 11 【 20 - 01 - 03 - 05 】 「土地改良」

通番 15 【 20 - 01 - 03 - 09 】 「肉用牛経営振興 」

通番 16 【20 - 01 - 03 - 10】「畜産再編総合対策」

通番 22 【 20 - 01 - 03 - 16 】 「酪農対策」

通番 23 【20 - 01 - 03 - 17】「畜産振興」

通番 25 【 20 - 01 - 03 - 21 】「認定農業者育成」

通番 27 【20 - 01 - 03 - 24】「新山村振興等農林漁業特別対策」

通番 29 【 20 - 01 - 03 - 26 】 「農業後継者対策」

通番 30 【20 - 01 - 03 - 27】「農業用廃プラスチック適正処理対策」

通番 31 【 20 - 01 - 03 - 29 】 「標準小作料改訂」

通番 33 【20 - 01 - 03 - 31】「農地法許可等」

通番 38 【20 - 01 - 03 - 36】「その他農業振興対策事業」

通番 39 【20 - 01 - 04 - 01】「農業環境改善センター等」

通番 41 【20 - 01 - 05 - 01】「農業協同組合」

影 山 議 長: ただ今、説明がありました、通番1から 41 番までの項目の質疑をお受けい たします。

筥 嵜 委員: 初めての参画で基本的に認識のズレがあるかもしれませんが、その点についてはどうかご容赦ください。6市町村協議から4市町協議への整理ということでありますが、6市町村協議の枠組みから外れた2町村の取り組みの中に実は大変すばらしい事業が含まれているのではないかと思います。4市町協議の調整に移るに当たって、流れとしては全て削除、あるいは修正するという形になっておりますが、特に酪農振興に関する部分についての鶴居村の取り組みには大変に先進的な内容も含まれており、そういったものを4市町の今後の取り組みの調整の中に含めていくことはできないものでしょうか。

事務局:6市町村から4市町に枠組みが変わったことに伴う調整方針の修正の考え 方ですが、調整方針は基本的に今の枠組みの中で各自治体が持っている事業 や制度の違いを比較し、それぞれの事業や制度をどのようにすり合わせて合 併時に住民に適用できるようにするかということが本来の目的でした。新市 の制度として政策的に取り組むべきことがあるのかないのか、または今の自 治体にはない突出した事業を新市の中にどう取り込むのかという議論の時に、 現状の制度であれば地域の特徴ある事業ということで取り入れることにする、 あるいは地域限定で取り込むこととするということで調整をしたケースがあ りましたが、あくまでも現状の制度を新市の中でどう適用していくかという ことが原則であったことをご理解いただきたいと思います。ただ今のご提案 に対しましては非常に高度な判断が伴いますし、6市町村協議においても経 費的にもかなりの額を占める事業でありましたので、それを新市として取り 組むということを決めるということになりますと、財政計画にも影響を及ぼ すことにもなり、他の分野との調整も考えなければならないと思います。筥 嵜委員のご発言はご提案としてお受けしますが、新市の制度として取り込め るかどうかについての判断はなかなか難しいものがあるのではないか思いま すので、ご了解願います。

影 山 議 長: その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: それでは説明をお願いいたします。

(下記の調整方針修正案について事務局より説明)

通番 55 【20 - 02 - 03 - 14】「その他林業振興事業」

通番 57 【20 - 02 - 04 - 02】「その他林業関係団体」

通番 60 【 20 - 03 - 02 - 02 】 「漁場管理対策」

通番 63 【 20 - 03 - 02 - 05 】「水産加工振興対策」

通番 64 【 20 - 03 - 02 - 06 】「水産物消費拡大促進」

通番 68 【20 - 03 - 03 - 02】「漁業使用料」

通番 75 【20 - 03 - 04 - 02】「その他関係団体」

影 山 議 長: それでは、通番55から通番75までの質疑をお受けいたします。

花 井 委 員: 調整内容の未調整の部分について、例えば「経過措置2年程度を目処に調整する」等、協議において結論が出ていない項目について、経過説明の中で前回までの論議のポイントを合わせて説明いただいた方が理解しやすいと思います。未整理になっている項目はその方向で簡単に説明をお願いしたいと思います。

事 務 局: ただ今のご指摘は経過措置期間がある項目において、合併時までに調整すべき事項があって、そのことが4市町協議の中で整理がされることにより、合併時から適用されることにはならないのかといった趣旨でしょうか。

花 井 委 員: そうではなく、論議をしてきた項目の中で「経過措置2年程度を目処に調整を図る」等として整理された項目について、なぜ経過措置を2年にしたかという内容は論議してきた人にしか分からないと思います。私のように前回の論議に参加していない委員が内容も分からないまま了解したということになれば、小委員会として良い方向にはいかないと考えますので、その辺について説明願います。

事 務 局: 内容につきましては専門部会から説明させていただきます。

産業経済専門部会: 経過措置期間を設定した項目について調整内容の要点のみを説明させていただきます。通番 44)「公有林」は各市町の森林施業計画の終期を調整するため、通番 47)「流域森林総合整備推進」は現計画が平成 18 年度までであるため、通番 55)「その他林業振興事業」は政策的な複数の単独事業が各市町に存続しているため、通番 59)「栽培漁業」は各事業計画の見直しが平成 19年度であるためでございます。

影 山 議 長: それでは 10 分ほど休憩にいたします。

(休憩)

影 山 議 長: 休憩前に引き続き再会します。質疑を再度お受けします。

筥 嵜 委員: 先程少し抽象的な表現で発言をしてしまい分かりにくかったかもしれませんが、通番22「酪農対策」において、新市の農業施策の調整内容に鶴居村の事業である担い手対策や良質乳対策の部分を取り込んでいただきたいと申し上げたわけです。しかし、農業関係の委員の方が本日の小委員会を欠席されているということもございますので、この点については保留としていただけないでしょうか。

事 務 局: 内容については理解いたしました。ただ今、保留したいというご発言をいただきましたが、農業事業に関する重要な項目でありますので、事務局で引き取らせていただきたいと思います。

影山議長: その他にございませんか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: ただ今の2区分目の関係で事務局より追加の説明があります。

事 務 局: 先ほど、休憩前に経過措置の説明がないということでお話があった部分で、 第2区分の説明はさせていただきましたが、1ページからの農業関係に関す る所で、経過措置の年数を持っているところの説明が足りませんでしたので、 専門部会から説明させていただきます。

産業経済専門部会: 通番 11)「土地改良」は単独制度ですが、国、道事業の補助残の調整のため、通番 14)「酪農ヘルパー利用推進」は農協合併(平成 18 年 3 月予定)の推移を見る必要があるため、通番 15)「肉用牛経営振興」は阿寒町、釧路市の単独制度ですが補助基準等を農業団体と調整が必要であるため、通番 26)「農業地域活性化イベント」は各地域の産業まつり等の調整は農協合併の推移を見て協議する必要があるため、通番 31)「標準小作料改訂」は新市の農業委員会が設置されてから農地法により定めることになるため、通番 36 ∫乳牛検定事業」は農協合併の推移を見る必要があるため、通番 37)「野菜振興」は農協合併の推移を見る必要があるため、通番 37)「野菜振興」は農協合併の推移を見る必要があるため、通番 38)「その他農業振興対策事業」は政策的な複数の単独事業が各市町ごとに存続しているため、通番 39)「農業環境改善センター」は各施設の使用料、減免規定等の調整には地域住民との協議も必要であることに加え、農協合併の推移を見る必要があるため、通番 40)「公共牧場」は管理運営方法や使用料、委託料等の調整には地域の農業者との協議も必要であるためでございます。

影 山 議 長: ただ今経過措置につきまして、通番1から通番41までの説明がありました。 今の説明でご質疑はございませんか。 (「ありません。」の声)

影山議長: 第2区分でご質疑はございませんか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: それでは、第3区分についての説明をお願いいたします。

(下記の調整方針修正案について事務局より説明)

通番 82【20 - 05 - 04 - 01】「融資制度」

通番 83【20 - 05 - 04 - 03】「中小企業等活性化推進」

通番 89【20 - 05 - 04 - 11】「工業等振興条例助成」

通番 91【20 - 05 - 04 - 13】「事業協同組合等組織化支援」

通番 92【20 - 05 - 04 - 14】「産業クラスター創造研究」

通番 98【20 - 05 - 06 - 02】「TMO」

通番 99【20 - 05 - 06 - 03】「その他商業関係団体」

産業経済専門部会: 経過措置の内容につきましては、通番 82)「(商工業)融資制度」は融資制度の貸付期限が7年以内と定められているため、通番 83)「中小企業等活性化推進」は固定資産税課税免除規定等の取扱いで3年間と規定されているため、通番 89)「工業等振興条例助成」は固定資産税課税免除規定等の取扱いで3年間と規定されているためでございます。

影 山 議 長: ただ今説明がございました通番77から通番103までの質疑をお受けいたします。

- 佐藤委員: 商工会関係でございますが、実は釧路の西部地区商工会で平成15年から広域連携に向けた協議を進めてきたところです。現在、白糠商工会、阿寒商工会、音別商工会及び鶴居商工会は平成17年4月1日に広域連携を行うことを目指し、広域連携協議会を発足して協議をしている最中でございますので、調整方針修正案の中に「現在、広域連携に取り組んでおり、平成17年4月1日に広域連携を実施する」という旨の内容を取り入れていただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。
- 事 務 局: 合併協議に関する合併特例法第16条第8項で「合併関係市町村の区域内の 公共団体等は、市町村の合併に際しては合併市町村の一体性の速やかな確立 に資するため、その整備統合を図るよう努めなければならない」とされてい ます。広域連携としての皆様方の取り組みについて、その表現を調整内容に 取り入れるかどうかについては、かなり難しいと感じているところです。

両角委員: 各地区の商工会と商工会議所とは予算の組み方等も違い、色々な機会を通じて今までも連携を図っておりましたが、統合となると少し経過措置が必要ではないでしょうか。全道的にみても1~2年程度で統合とはいかないような感じであると聞いております。商工会議所は割と独自会計で実施していますが、各地の商工会は道との関係が強く、なかなか融合しないというのが現状です。また、釧路市における商工業関係の優遇措置について、合併後においても各地区への適用が可能であると考えております。

影 山 議 長: 両角委員の経過措置についてのご意見についていかがですか。

佐藤委員: 商工会側としての話し合いはそこまでいっていない状況でありますから、今ここで私の方からは申し上げられません。我々としては合併ではなく連携していくということを調整内容に取り込んでいただき、突発的に広域連携の協議をしているという表現にならないようにしていただきたいため述べさせていただいております。

事 務 局: この小委員会の中で広域連携を目指して協議しているといった経過報告をいただきましたので、委員の皆さんの共通認識とされたところではないかと思いますが、その辺については調整方針に記述されております「商工団体間の協議が優先される」という表現の中で読み取っていただければよろしいと考えております。

佐 藤 委 員: それで結構だと思います。そのような協議の経過があったということを皆 さんに分かっていただければ結構です。

影 山 議 長: 両角委員、経過措置につきましてはよろしいですか。

両角委員: はい。

松 岡 委 員: 通番 83「中小企業等活性化推進」についてお聞きします。阿寒町では固定 資産税減免規定というものがありまして、その内容がそのまま4市町におい ても3年程度の経過措置という形になっておりますが、私どもの業界は政府 登録や国で決めているビジット・ジャパン等も含めて固定資産の減免措置と いうものがあり、釧路市は対象となっておりませんが、ほとんどの自治体で 無期限あるいは期間延長している制度があります。この調整内容からいきま すと、新市では3年程度で固定資産の減免措置制度が廃止されてしまうとい うことでしょうか、あるいは今後、検討の余地があるのかどうかについて、 ご説明いただきたいと思います。

産業経済専門部会: 専門部会の中では阿寒町の制度であることから3年程度の経過措置とすることで意見の統一を図ったところですので、そのような要望があれば持ち帰

って検討しなければならないと考えております。また、この項目は住民生活 小委員会の中の税務関係で協議されることになっておりますので、その点の 意見調整も図っていかなければならないと考えています。

影 山 議 長: そうしますと松岡委員から指摘のあった内容については審議されていなかったということですか。

事 務 局: 一般論ではありますが、各自治体が固定資産税の減免をする場合は、その 財源補填として地方交付税の中で一定程度の措置がされるというような制度 がありますことから、このような優遇措置の制度に取り組んでいるという事 例があります。前提条件として、そのような法律が適用されてくるのかどう かということがあるのであれば、適用されにくくなるということがあります。 その辺の背景等について説明が不足であるということであれば、次回にもう 少し補足説明させていただくということでお願いできないでしょうか。

松 岡 委 員: 分かりました。

影 山 議 長: 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: それでは、第3区分ですが、通番83番は次回に再度検討したいと思います。 通番97はただ今佐藤委員とお話をしまして、ご理解を賜ったということで処 理をさせていただきたいと思います。ご質問がないようなら、第4区分の通 番104から最後までの説明を事務局よりお願いします。

(下記の調整方針修正案について事務局より説明)

通番 108【20 - 06 - 05 - 01】「消費生活関連団体の状況と補助費の関係」

通番 122【20 - 07 - 04 - 02】「その他労働関係団体」

通番 125【20 - 08 - 01 - 02】「観光伝統行事支援」

通番 126【20 - 08 - 01 - 03】「観光客誘致宣伝」

通番 127【20 - 08 - 01 - 04】「物産振興・販路拡張」

通番 129【20 - 08 - 01 - 06】「ふるさと会支援」

通番 133【20 - 08 - 01 - 10】「その他主要な観光振興事業」

通番 140【20 - 08 - 02 - 07】「その他公立・公共観光施設」

通番 141【20 - 08 - 03 - 01】「観光協会」

通番 142【20 - 08 - 03 - 02】「その他観光関係団体」

産業経済専門部会: 経過措置の内容につきましては、通番 126「観光客誘致宣伝」は、パンフレット、ポスター等を毎年更新してあるためでございます。

影 山 議 長: ただ今説明のあった項目につきまして質疑をお受けいたします。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: 本日提案された協議事項(2)「調整方針修正案について」の提案項目数の協議を終了したいと思います。通番22・83の2項目につきましては、次回まで修正案を持ち越したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

- 事 務 局: ただ今、委員長の方で発言されました通番22「酪農対策」、通番83「中小企業等活性化推進」の2項目でございますが、通番22は再協議ということで次回ご審議をいただきます。通番83につきましても、補足説明をした上で再協議をしていただくということの整理でお願いしたいと思います。
- 影 山 議 長: それでは、ただ今事務局から説明がありましたように、通番 22 と通番 83 はそのようにしたいと思います。それでは、その他の修正案につきましては 了承されたということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

影 山 議 長: それでは、協議事項 (2)「調整方針修正案について」は、通番 22・通番 83 以外の項目は了承されました。

6.次回小委員会の日程について

- 影 山 議 長: 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第4「次 回開催日程」について事務局から説明を願います。
- 事 務 局: 同じく4ページをお開きください。第2回産業経済小委員会の開催でございますが、8月26日木曜日の10時、会場は釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。
- 影 山 議 長: 委員長から事務局にお願いですが、農業関係団体の委員から何とか出席したいが、小委員会の開催日程と合わないということで、できれば一度相談にのって欲しいという要請がありましたので、その辺の配慮をよろしくお願いいたします。

ただ今、事務局から8月26日木曜日の10時、釧路市交流プラザさいわい 3階大ホールにて開催することの説明ありましたが、よろしいでしょうか。 (「はい。」の声)

影 山 議 長: それでは、会議次第(5)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事 務 局: ございません。

影 山 議 長: それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

影 山 議 長: それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第1回産業経済小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご 苦労様でした

(閉会 午前11時50分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会 委員長(議長) 影山 清

釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会 委員 花井紀明

釧路地域4市町合併協議会産業経済小委員会 委員 筥 嵜 通 晴